

横浜市 屋外広告物条例のてびき

屋外広告業の登録編



- P 1** 屋外広告業の登録制度のあらまし
- P 3** 神奈川県知事の登録を受けた者に対する特例について
- P 4** 屋外広告業の登録申請について
- P 6** 屋外広告業者の義務について
- P 8** 行政処分・罰則等について
- P 10** その他

屋外広告業とは、屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。（屋外広告物法第2条第2項）

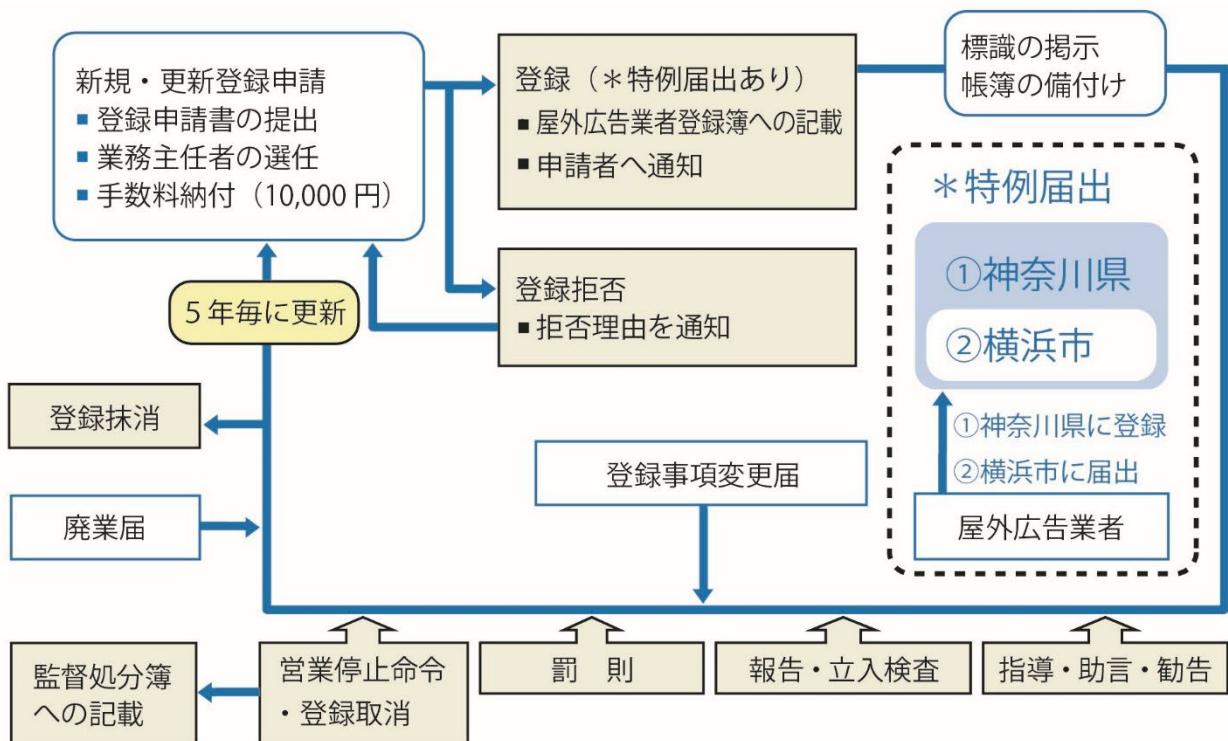
屋外広告業の登録制度のあらまし



横浜市では、平成23年から屋外広告業登録制度（以下「登録制度」という）を導入しています。

横浜市内で屋外広告業を営もうとする方は、事前に横浜市長に登録の申請または神奈川県の登録済業者であることの届出（特例届出）※が必要です。登録を受けない（特例届出を行わない）で屋外広告業を営むことはできません。また、違法な屋外広告物を表示し、または掲出物件を設置する業者に対してペナルティ等を課すことがあります。

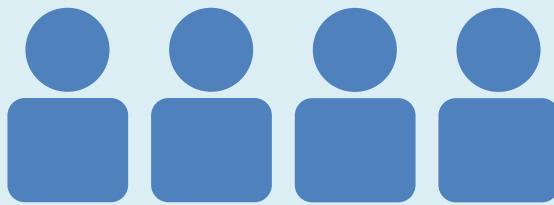
屋外広告業登録制度の概要図



- 登録の有効期間 5年間（5年ごとに更新の登録が必要）
 - 登録の申請手数料 10,000円（新規・更新とも）
 - 横浜市の登録は横浜市内のみ有効

※神奈川県で登録を受けている方は、横浜市に特例届出（手数料不要）を行うことで、横浜市内での営業が可能になります。（→P 3）

横浜市内で屋外広告業を営もうとする場合の手続きの流れ



屋外広告業を営もうとする方

横浜市以外の神奈川県の
区域でも営業する場合

横浜市のみ営業する場合

神奈川県へ登録
(登録手数料 10,000 円)

横浜市へ特例届出 (→P 3)
(手数料不要)

神奈川県の屋外広告業者・横浜市
の特例屋外広告業者として神奈川
県（川崎市、相模原市、横須賀市
を除く）の区域で営業が可能※

※川崎市、相模原市、横須賀市で営業を行う
場合は、それぞれ営業を行う市に、特例届出
が必要です。
なお、特例届出には手数料はかかりません。

横浜市へ登録 (→P 4)
(登録手数料 10,000 円)

横浜市の屋外広告業者として
横浜市内でのみ営業が可能

※横浜市以外の神奈川県内の区域で営業を行う
場合は、営業を行う市（川崎市、相模原市、
横須賀市）または神奈川県にそれぞれ登録が
必要です。

その場合、屋外広告業の登録手数料も営業
を行う市（川崎市、相模原市、横須賀市）または
神奈川県でそれぞれ必要になります。

神奈川県の登録を受けた者に対する特例について



1. 特例届出（条例第44条第3項、規則第22条）

神奈川県の登録を受けた屋外広告業者が横浜市内で営業しようとするときは、特例屋外広告業届出書（第21号様式）に必要事項を記載し、必要な書類を添付して郵送または窓口で提出してください。手数料は必要ありません。

提出が必要な書類一覧

○…必要な書類 △…場合によって必要な書類（県に提出した情報と違う場合など）

添付書類	申請者の区分	
	個人	法人
神奈川県の屋外広告業登録通知書のコピー	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
神奈川県に提出した屋外広告業登録申請書及び添付書類のコピー (電子申請にて手続きした場合は、県のシステムより出力した整理番号付きの申請書)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
業務主任者の住民票の写し※またはこれに代わる書面 (県に登録した業務主任者と違う場合のみ)	<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>
業務主任者の資格を証する書類 (屋外広告士登録証のコピー、屋外広告物講習会修了証のコピーなど)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他 (返信用封筒〔角2号サイズ、宛名明記、180円切手貼付〕、委任状など)	<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>

※住民票の写しについては、届出日の前3箇月以内に発行されたものを添付してください（コピー可）。

2. 特例届出事項の変更の届出（条例第44条第4項、規則第23条）

特例届出事項に変更があったときは、特例屋外広告業届出事項変更届出書（第22号様式）に必要事項を記載し、変更事項に応じて、次のとおり必要書類を添付して提出してください。
(法人の役員または法定代理人のみの変更については、届出は必要ありません。)

変更事項	必要な添付書類
氏名、名称、住所、代表者の氏名（法人の場合）	・神奈川県に提出した当該変更に係る書類のコピー
営業所に関すること (新設、廃止、名称・所在地の変更等)	次のいずれか（登記の変更がない場合は不要） ・神奈川県に提出した当該変更に係る書類のコピー ・登記事項証明書※
業務主任者に関する事項 (交替、氏名・担当営業所の変更等)	次のいずれか ・神奈川県に提出した当該変更に係る書類のコピー ・業務主任者の資格を証する書類及び業務主任者の住民票のコピー※

※登記事項証明書・住民票の写しについては、届出日の前3箇月以内に発行されたものを添付してください（コピー可）。

3. 廃業等の届出（条例第44条第4項、規則第24条）

屋外広告業を廃業等したときは、特例屋外広告業廃業等届出書（第23号様式）を提出してください。

申請書などの様式はホームページからダウンロードできます。

横浜市トップページ>ビジネス>分野別メニュー>都市整備>屋外広告物について>屋外広告業について

屋外広告業の登録申請について



1. 登録・更新の申請と手数料（条例第31条、第49条第2項、規則第14条）

横浜市の屋外広告業の登録・更新を受けようとする方は、屋外広告業登録申請書（第8号様式）に必要事項を記載し、必要な書類を添付して郵送または窓口で提出してください。

提出が必要な書類一覧

○…必要な書類

—…不要な書類

△…場合によって必要な書類

添付書類	申請者の区分	
	個人	法人
登記事項証明書*	—	○
（法定代理人が法人の場合、法定代理人の書面も必要）		
誓約書（第9号様式）	○	○
住民票の写し*またはこれに代わる書面 （法定代理人が個人の場合、法定代理人の書面も必要）	申請者 業務主任者	○ ○
業務主任者の資格を証する書類 （屋外広告士登録証のコピー、屋外広告物講習会修了証のコピーなど）		○ ○
その他 （委任状、返信用封筒〔角2号サイズ、宛名記入、180円切手貼付〕など*登録通知及び納入通知書の郵送をご希望の場合は、返信用封筒が2部必要となります。）	△	△

*登記事項証明書・住民票の写しは、申請日の前3箇月以内に発行されたものを添付してください（コピー可）。

登録・更新申請には、**10,000円の手数料**が必要です。申請受付後、必要書類を確認し、不備がない場合に、手数料の納入通知書を発行しますので、指定金融機関（銀行、郵便局等）で納付をお願いします。納付の確認が取れた後、登録・更新の手続を行います。

2. 登録の拒否（条例第33条）

登録申請者が、次のいずれかの要件に該当している場合は、登録を受けられません。

- 横浜市において屋外広告業の登録を取り消された日から2年を経過していない者
- 横浜市において屋外広告業の登録を取り消された法人において、その取消し日の前30日以内に役員であった方で、その取消し日から2年を経過していない者
- 横浜市において屋外広告業の営業停止を命じられ、その停止期間が経過していない者
- 横浜市屋外広告物条例または他の地方公共団体の屋外広告物条例に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過しない者
- 屋外広告業者の方が未成年者で法定代理人を選任している場合に、その法定代理人が上記のいずれかに該当するとき
- 屋外広告業者の方が法人で、その役員が上記のいずれかに該当するとき
- 営業所ごとに業務主任者を選任していないとき

このほか、登録申請書類に虚偽の記載をした場合や重要な事実の記載がない場合は、登録・更新を受けることができません。

3. 登録事項の変更の届出（条例第34条、規則第15条）

登録事項に変更があったときは、**変更の日から30日以内に屋外広告業登録事項変更届出書（第13号様式）**に必要事項を記載し、変更事項に応じて、次のとおり必要書類を添付して提出してください。

申請者の区分	変更事項	必要な添付書類
法人	名称、所在地、代表者の氏名	登記事項証明書* 誓約書 （代表者の氏名変更の場合）
	役員に関すること (交替・氏名変更等)	登記事項証明書* 誓約書 （役員の交代の場合）
個人	氏名、名称、住所	誓約書 住民票の写し *またはこれに代わる書面
共通	営業所に関すること (新設、廃止、名称・所在地の変更等)	登記事項証明書* （登記の変更があった場合）
	法定代理人に関すること	誓約書 （法定代理人の変更の場合） 登記事項証明書* （法定代理人が法人の場合） 住民票の写し *またはこれに代わる書面（法定代理人が個人の場合）
	業務主任者に関すること (交替、氏名・担当営業所の変更等)	住民票の写し *またはこれに代わる書面 業務主任者の資格を証する書類 (屋外広告士登録証のコピー、屋外広告物講習会修了証のコピーなど)

*登記事項証明書・住民票の写しについては、届出日の前3箇月以内に発行されたものを添付してください（コピー可）。

4. 廃業等の届出（条例第36条、規則第17条）

屋外広告業を廃業等したときは、**廃業等の日**（死亡したときは、その事実を知った日）**から30日以内に屋外広告業廃業等届出書（第14号様式）**を提出してください。届出義務のある方は、次のとおりです。

廃業等の内容	届出義務者
横浜市内において屋外広告業を廃止したとき	屋外広告業者であった者
屋外広告業者の方が死亡したとき	その相続人
法人が合併により消滅したとき	その法人を代表する役員であった者
法人について破産手続きの開始の決定があったとき	その破産管財人
法人が合併または破産手続きの開始の決定以外の理由により解散したとき	その清算人

申請書などの様式はホームページからダウンロードできます。

横浜市トップページ>ビジネス>分野別メニュー>都市整備>屋外広告物について>屋外広告業について

屋外広告業者の義務について



1. 屋外広告業者等の責務（条例第5条第2項）

屋外広告業を営む者等には、広告主と連携し、横浜市屋外広告物条例を遵守する責務があります。

2. 業務主任者の設置（条例第39条）

屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を設置し、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守等の業務を行わせる必要があります。

【業務主任者の主な要件】

- 屋外広告士（登録試験機関が実施する試験に合格した方）
- 全国の都道府県、指定都市などが行う屋外広告物講習会の課程を修了した方（既に講習会修了証をお持ちの方は、新たに受講する必要はありません）
- 広告美術科の職業訓練指導員の免許を所持する方または職業訓練を修了した方
- 広告美術仕上げの技能検定に合格した方

3. 標識の掲示（条例第40条、規則第20条）

営業所ごとに、屋外広告業者または特例屋外広告業者であることを示す標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。標識の様式は次のとおりです。登録（特例届出）年月日及び番号は、登録（特例届出）手続き終了後に通知します。

屋外広告業者登録票		
商号、名称または氏名	40cm以上	
代表者の氏名（法人の場合のみ）	35cm以上	
営業所の名称		
この営業所に置かれている業務主任者の氏名		
登録年月日及び登録番号	年 月 日	横浜市屋外広告業登録 第 号

特例屋外広告業者登録票		
商号、名称または氏名	40cm以上	
代表者の氏名（法人の場合のみ）	35cm以上	
営業所の名称		
この営業所に置かれている業務主任者の氏名		
登録年月日及び登録番号	年 月 日	神奈川県屋外広告業登録 第 号
届出年月日及び登録番号	年 月 日	特例横浜市屋外広告業届出 第 号

（余白には、他市の届出年月日及び届出番号を追加することができます。）

4. 帳簿の備付け（条例第41条、規則第21条）

広告物等の表示または設置の契約ごとに、次の事項を記載した帳簿を備付けなければなりません（様式不問）。また、帳簿は、事業年度の末日で閉鎖し、その後、**5年間保存**しなければなりません。

【契約ごとに記載】

- 注文者の商号、名称または氏名及び住所
- 広告物等の所在地
- 広告物等の名称または種類及び数量
- 広告物等を表示し、または設置した年月日
- 請負金額

5. 登録（特例届出）事項の変更の届出、廃業等の届出（→P3、P5）

登録（特例届出）事項に変更があった場合や横浜市内で屋外広告業を廃業等した場合は、その事由があった日（死亡したときは、その事実を知った日）から**30日以内に届け出**なければなりません。



1. 屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告（条例第42条）

横浜市内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことがあります。

2. 報告及び立入検査（条例第46条、規則第27条）

横浜市内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、営業についての報告を求めることや営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査を行うこと、関係者に質問し、その回答を求めることがあります。

3. 登録の取消し・営業の停止（条例第43条、第44条第6項）

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことや、6月以内の期間を定めてその営業の全部または一部の停止を命じることができます。

- 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- 「登録の拒否（→P4）」のいずれかに該当することとなったとき
- 登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をしたとき
- 上記のほか、法に基づく条例またはこれに基づく処分に違反したとき

特例屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めてその営業の全部または一部の停止を命じることができます。

- 「登録の拒否（→P4）」のいずれかに該当することとなったとき
- 上記のほか、法に基づく条例またはこれに基づく処分に違反したとき

4. 儲則等（条例第54条、第56条、第57条、第58条、第59条）

屋外広告業を営む者が横浜市屋外広告物条例または同条例に基づく処分に違反した場合、以下の刑罰等に処せられことがあります。また、法人等の代理人、使用人その他の従業者が違反行為をした場合は、その行為者だけでなく、法人等にも罰金刑が科せられます。

1年以下の拘禁刑または500,000円以下の罰金

- 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者（特例届出業者を除く）
- 不正の手段により登録を受けた者
- 営業の停止の命令に違反した者

300,000円以下の罰金

- 登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をした者
- 業務主任者を選任しなかった者

200,000円以下の罰金

- 横浜市から求められた屋外広告物に関する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 横浜市から求められた屋外広告業に関する報告若しくは資料の提出をせず、または虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 横浜市から求められた屋外広告業に関する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、または質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

50,000円以下の過料

- 廃業等の届出をしなかった者
- 特例届出若しくは届出事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をした者
- 営業所に標識を掲げない者
- 営業所に帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、または帳簿を保存しなかった者



1. 屋外広告業者登録簿・特例屋外広告業者届出簿の閲覧等

登録または特例届出の手続きを行うと、屋外広告業者登録簿または特例屋外広告業者届出簿に情報が記載され、一般の閲覧に供されます。

2. 神奈川県内における屋外広告業の登録手続き窓口

■ 神奈川県

県土整備局 都市部 都市整備課

横浜市中区日本大通1 〔電話：045-210-1111（代表） 内線 6201〕

■ 川崎市

建設緑政局 道路河川管理部 路政課

川崎市川崎区宮本町1 〔電話：044-200-2814〕

■ 相模原市

都市建設局 まちづくり推進部 建築政策課

相模原市中央区中央2-11-15 〔電話：042-769-9252〕

■ 横須賀市

都市部 まちなみ景観課

横須賀市小川町11 〔電話：046-822-8127〕

この「てびき」は、横浜市屋外広告物条例及び関係規定の概略を説明したものです。詳しい内容については、条文等を確認して下さい。

・[横浜市屋外広告物条例](#)

・[横浜市屋外広告物条例施行規則](#)

景観調整課屋外広告物担当のホームページから確認いただけます。

横浜市トップページ>ビジネス>分野別メニュー>都市整備>屋外広告物について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukukubutsu/>

横浜市 都市整備局 景観調整課（屋外広告物担当）

令和7年6月1日 更新

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（29階）

電話 045-671-2648

FAX 045-550-4935

E-mail tb-okugai@city.yokohama.lg.jp

横浜市トップページ>ビジネス>分野別メニュー>都市整備>屋外広告物について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/>